

**Q1. やまがた春旅クーポンとは？**

A. **宿泊の場合**

宿泊施設にてお客様のチェックイン時にやまがた春旅クーポン(宿泊証明書)を発行します。旅行代理店を経由した予約であっても、やまがた春旅クーポン(宿泊証明書)は宿泊施設において発行となります。お客様は、やまがた春旅クーポン(2,000円/人泊、宿泊料金に関わらず定額)を本事業に加盟している観光立寄施設等(利用可能施設調整中)で利用が可能となります。やまがた春旅クーポンの有効期限は、宿泊日から7日間有効となります。利用者からクーポン受取りの際、「旅行日」、「クーポン有効期限」、「旅行会社名/宿泊施設名」の記載確認、利用者様からの署名を忘れずにもらうようしてください。

**日帰り旅行の場合**

日帰り旅行精算時、旅行代理店で発行します。利用方は宿泊施設発行型と同様です。

**Q2. やまがた春旅クーポンの日付は手書きでもハンコでもどちらでも大丈夫か？**

A. 問題ございません。表面の「旅行日」「クーポン有効期限」「利用者様の署名」等記載されているか必ずご確認ください。確認後、裏面の加盟店施設様記入欄をご記入下さい。

**Q3. どこにいつまで請求するのか。**

A. 別紙送付する「精算マニュアル」にて換金スケジュールをご確認の上、「県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた春旅～事務局(〒990-0043 山形市本町2-4-3 本町ビル6階)」に郵送で提出ください。

**Q4. 請求するときの書類はなにか。**

A. ① 利用済のやまがた春旅クーポン(宿泊証明書又は日帰り旅行証明書)原本、  
② 換金請求書を提出してください。  
やまがた春旅クーポンのコピー、換金請求書控えを施設様にて保管ください。

**Q5. 換金請求書の提出について、やまがた春旅クーポンの合計枚数と換金請求書の枚数が一致しない場合があるが、よいのか。**

A. やまがた春旅クーポン枚数の合計と換金請求書の枚数は一致しなければなりません。

**Q6. いつ振り込まれるのか。**

A. 別紙送付する「精算マニュアル」にて換金スケジュールをご確認ください。  
なお、換金請求書等の送付に要する送料は、加盟店施設様の負担となりますのでご了承ください。  
振込手数料は春旅事務局が負担します。

**Q7. 請求は、毎月行う必要があるのか。ある程度まとめて行ってもよいのか。**

A. 事業期間中、4回(4月30日、5月14日、5月31日、6月15日)のご請求が可能です。  
別紙送付する「精算マニュアル」にて換金スケジュールをご確認いただき発送下さい。  
4回とも消印有効となります。

**Q8. 不正利用がわかった場合は。**

A. 法律に則り、適正に対応してまいります。